

生駒市規則第15号

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
生駒市会計年度任用職員の給与の支給に関する規則（令和2年3月生駒市規則
第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項を次のように改める。

3 条例第21条の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規則で定める割合は、100分の120とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。